

山口県における障害者虐待防止法に基づく通報等の状況（平成30年度）

1 養護者による障害者虐待

(1) 通報（届出）件数等

市町窓口等に相談・通報（届出）された件数は51件

区分	通報 (届出)	相談・通報（届出）者								
		障害者 本人	家族・ 親族	住民・ 知人	医療機 関関係 者	相談支 援専門 員	施設・ 事業所 の職員	警 察	行 政 職 員	その他
件 数	51	4	0	2	2	20	10	8	1	6
構成比	100%	7.5%	0%	3.8%	3.8%	37.7%	18.9%	15.1%	1.9%	11.3%

注) 構成比は通報者等総数に対するもの。通報者等が複数のケースがあるため、通報（届出）件数と一致しない。

(2) 虐待と判断された件数とその内訳

①被虐待者の性別、虐待の種別・類型

市町において、虐待と判断された件数は20件

区分	虐待判断 件数	被虐待者の性別		虐待の類型				
		男性	女性	身体的 虐待	性的 虐待	心理的 虐待	放棄・ 放置	経済的 虐待
件 数	20	11	9	10	1	7	1	5
構成比	100%	55.0%	45.0%	41.7%	4.2%	29.2%	4.2%	20.8%

注) 構成比は各区分の総数に対するもの。虐待の類型が複数のケースがあるため、虐待判断件数と一致しない。

②虐待者の続柄の状況

父母からの虐待、次いで兄弟姉妹からの虐待が多い

区分	合 計	父・母	夫・妻	子	子の配偶者	兄弟姉妹	その他
件 数	21	14	2	0	0	5	0
構成比	100%	66.7%	9.5%	0%	0%	23.8%	0%

注) 虐待者が複数のケースがあるため、虐待判断件数と一致しない。

③市町における対応の状況

市町では、措置等の権限も活用しながら、医療機関への一時入院、養護者への助言・指導などの支援を中心に対応

区分	養護者と分離した事例（5件）				養護者と分離していない事例（10件）			検討・調整 中、その他 （5件）
	障害福祉 サービス 利用	一時保 護	医療機 関へ一 時入院	その他	養護者へ の助言・指 導	サービ ス等利用計 画見直し	その他	
件 数	1	0	3	1	7	2	9	5

注) 複数の対応を行ったケースがあるため、事例件数と一致しない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 通報（届出）件数等

市町窓口等に相談・通報（届出）された件数は37件

区分	通報（届出）	相談・通報（届出）者								
		障害者本人	家族・親族	住民・知人	相談支援専門員	当該施設等設置者・管理者	当該施設等利用者	警察	行政職員	その他
件数	37	10	7	1	2	6	0	0	1	10
構成比	100%	27.0%	18.9%	2.7%	5.4%	16.2%	0%	0%	2.7%	27.0%

注）構成比は通報者等総数に対するもの。

(2) 虐待と判断された件数と被虐待者の状況

市町において、虐待と判断された件数は6件

区分	虐待判断件数	被虐待者の性別		虐待の種類				
		男性	女性	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件数	6	10	1	2	1	0	0	3
構成比	100%	90.9%	9.1%	33.3%	16.7%	0%	0%	50.0%

注）構成比は各区分の総数に対するもの。被虐待者が複数のケースがあるため、虐待判断件数と一致しない。

注）令和元年5月31日付記者配布資料で公表済

(3) 虐待があった障害者福祉施設等の種別及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

ア 虐待があった障害者福祉施設等の種別

障害者支援施設 1件 就労継続支援B型事業所 2件 共同生活援助事業所 3件

イ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

生活支援員 4件 世話人 2件

【参考】

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

(4) 障害者虐待に対して採った措置

ア 当該施設に対する調査、監査の実施

イ 職員研修の充実など再発防止に向けた体制整備の指導

ウ 障害者総合支援法の規定に基づく勧告

エ 実地指導等による改善状況の確認